明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○不正競争防止法等の一部を改正する法律（三三）　四
〔政　令〕
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七一）　五
○銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一七二）　六
○銀行法施行令等の一部を改正する政令（一七三）　六
○医療法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一七四）　六
○医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一七五）　六
○児童手当法施行令の一部を改正する政令（一七六）　六
〔条　約〕
○社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（二）　六
〔府　令〕
○児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二三）　四
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（同二四）　四
〔府令・省令〕
○中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）　五
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業一）　五
○労働金庫法施行規則及び労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働三）　一四
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産二）　二〇
〔省　令〕
○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七〇）　二五
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三四）　二六
〔告　示〕
○社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務一九二）　四
○医療法施行規則第九条の二十三第一項第七号ロの規定に基づき高難度新規医療技術について厚生労働大臣が定める基準及び医療法施行規則第九条の二十三第一項第八号ロの規定に基づき未承認新規医薬品等を用いた医療について厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示（厚生労働二三六）　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇不正競争防止法等の一部を改正する法律（法律第三三号）（経済産業省）

一　不正競争防止法の一部改正関係

1　限定提供データに係る不正競争の新設

(一)　業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）（以下「限定提供データ」という。）について、不正の手段により限定提供データを取得する行為又は限定提供データ不正取得行為により取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為等を不正競争とすることとした。（第二条第一項第一一号～第一六号及び第七項関係）

(二)　(一)の不正競争について、差止請求権、損害の額の推定等の措置を規定することとした。（第三条～第一五条関係）

(三)　次のいずれかに掲げる行為については、(二)に関する規定は適用しないこととした。

(1)　不正な経緯が介在したことを知らずに限定提供データを取得した者が取引によって取得した権原の範囲内においてその限定提供データを開示する行為（第一九条第一項第八号イ関係）

(2)　相当量蓄積されている情報が無償で公衆に利用可能となっている情報と同一の限定提供データを取得、使用又は開示する行為（第一九条第一項第八号ロ関係）

2　技術的制限手段の効果を妨げる行為の範囲の見直し

(一)　「技術的制限手段」の定義等について、それによって制限されているものとして、情報（電磁的記録に記録されたものに限る。）の処理及び記録を追加することとした。（第二条第一項第一七号及び第一八号並びに第八項関係）